

## ★「第14回締切より申請様式が変更になります!『小規模事業者持続化補助金』」

～公募締切は、12月12日(火)まで! 2024年の販売促進・販路開拓で活用しましょう!～

### ◆小規模事業者持続化補助金とは?

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

インボイス転換事業者は  
補助上限額が一律+50万円!

	通常枠	特別枠※1
補助上限額	50万円	200万円
補助率	2/3	2/3※2

※1. 特別枠は、賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠の4種類

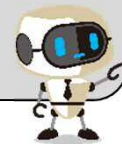
※2. 賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4

### ◆小規模事業者って? 対象となる経費は?

売上規模・社歴に関係なく、「常時雇用する従業員数」に応じて、小規模事業者かどうかが決まります。また、広報費・WEBサイト関連費も補助対象経費になります。

補助対象事業者	
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業・ 製造業・その他	常時使用する従業員の数20人以下
補助対象経費	
広報費：チラシ、カタログ外注費、DM発送費 WEBサイト関連費：HP、動画作成費、インターネット広告費 新商品開発費：試作品の原材料購入費、パッケージデザイン費 機械装置等費：販促管理システム、製造用機械、冷蔵庫 など	

小規模事業者持続化補助金を申請する際に、事業者の方が特に苦労するのが、申請書の「様式2-1」の「経営計画」と「補助事業計画」の書き方です!  
サンプルなどもご用意しておりますのでぜひご相談ください!



### ▼ 実際の経営計画書の抜粋 ▼



### ～「経営計画・補助事業計画」の書き方～

1. 要点を押さえて書きましょう!
2. 箇条書きがおすすめです。
3. 文章量の制限はありません。
4. 商工会議所・商工会の助言を受けましょう!



**NEW**

次回、第14回受付締切分(12/12締切)のご相談受付中です。  
2024年の販促・販路開拓をお考えの場合は、お気軽にご相談下さい。  
過去の採択事例や事業計画書(サンプル)をご提供します!